

は、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を厚生労働大臣に報告するよう努めるものとする。

都道府県は、計画期間において、第九条第一

項目第一号及び第二号の目標を達成できないと認める場合又は当該都道府県における医療に要する費用が都道府県の医療に要する費用の目標額を著しく上回るに至る場合は、その要因などを

著しく上回ると読みの場合にはその要因を分析するとともに、当該要因の解消に向けて、保

陰者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の開業者、努力による更なる対策等。

他の関係者と協力して必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めると、

るにより、年度（次項の規定による結果の公表及び次条第三項）評価を行つて三度を余す。

及び次条第三項の評価を行った年度を除く)ごとに、全国医療費適正化計画の進捗状況を公

表するものとする。

厚生労働大臣は、次期の全国医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定める

ところにより、全国医療費適正化計画の期間

（以下この項及び次項において「計画期間」といふ。）終了の日付を定め、

いう）の終了日の属する年度において、当該計画期間における当該全国医療費適正化計画

の進捗状況に関する調査及び分析の結果を公表

するものとする。
厚生労働大臣は、十四回間ごろにて、第八条

厚生労働大臣は、計画期間において第1号及び第2号の目標を達成できない

と認める場合又は国における医療に要する費用

に、当該要因の解消に向けて、保険者、後期高

齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者と協力して小豆沢付近の高齢者のための活動を行なっている。

協力して必要な対策を講ずるものとする
(計画の実績に関する評価)

第十二条 都道府県は、厚生労働省令で定めると

ころにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了日の属する年度の翌年度において、当

該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の

調査及び分析を行い、保険者協議会の意見を聴く

いて、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。

都道府県は、前項の評価を行つたときは、厚

生労働省令で定めるところにより、その結果を

公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣は報告するものとする。

の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うとともに、前項の報告を踏まえ、関係都道府県の意見を聴いて、各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、その結果を公表するものとする。
(診療報酬に係る意見の提出等)

第十三条 都道府県は、前条第一項の評価の結果、第九条第二項第二号の目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対して、健康保険法第七十六条第二項の規定による定め及び同法第八十八条第四項の規定による定め並びに第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準(次項及び次条第一項において「診療報酬」という。)に関する意見を提出することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるよう努めなければならぬ。

(診療報酬の特例)

第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第三項の評価の結果、第八条第四項第二号及び各都道府県における第九条第二項第二号の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるとときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たつては、あらかじめ、関係都道府県知事に協議するものとする。

(資料提出の協力及び助言等)

第十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項若しくは第五項の進捗状況若しくは同条第二項若しくは第六項の結果を公表し、又は第十二条第一項若しくは第三項の評価を行つたために必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第五項の規定により公表した准拠状況、同条第二項若しくは第六項の結果又は第十二条第一項若しくは第三項の評価の結果を踏まえ、保険者後期高齢者医療広域連合又は医療機関に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報(以下「医療保険等関連情報」という。)について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項

三 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、医療保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市町村その他厚生労働省令で定める者に対し、医療保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

(国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供)

第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報(医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいふ。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けたことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定められたものをを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体
二 保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

| 二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに 疾病的予防 診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究 | |
|--|---|
| 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定めるもの | |
| 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名医療保険等関連情報を健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び介護保険法第百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連続して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。 | 2 |
| 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供を受ける場合に、当該匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合は、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴なければならない。 (照合等の禁止) | 3 |
| 第十六条の三 前条第一項の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名医療保険等関連情報利用者」という。)は、匿名医療保険等関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた医療保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該医療保険等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいふ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声動作その他の方法を用いて表された一切の事実をいう。)若しくは匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名医療保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。 (消去) | 4 |
| 第十六条の四 匿名医療保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名医療保険等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく当該匿名医療保険等関連情報を消去しなければならない。 (安全管理措置) | 5 |

として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるもの）をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた被保険者に対する場合は、当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた被保険者に対する場合は、当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを見ることにより、第六十一条第三項本文（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）又は第七十八条第三項（第八十二条第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

被保険者は、当該被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができ。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところに対し、當該書面の交付の求めを行つた被保険者に対する場合は、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

前各項に規定するもののはか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認において必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院等（等）といふ。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（次条第一項の規定により同項に規定する從前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院病院等（以下この条において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

一 七十五歳に達したとき。
二 厚生労働省令で定めるところにより、第五十条第二号の政令で定める程度の障害の状態に有する旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

三 前条の規定は、前項の規定により従前住所地に住所を有していたと認められるものに該当する。

四 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の主務省令で定める施設への入所

三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六百六十七号）第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十二条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う（他の法令による医療に関する給付との調整）

四 第五十五条の二 国民健康保険法第二百六十六条の二第一項及び第二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であつて、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村（以下この項において「従前住所地市町村」という。）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をしなければならない。（国民健康保険法第二百六十六条の二の規定の適用を受ける者の特例）

五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

四 五 第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院等（等）といふ。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（次条第一項の規定により同項に規定する從前住所地後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）であつて、当該病院等に入院等をしたと認められる被保険者であつて、当該二種の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

一 繼続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者である。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

二 厚生労働省令で定めるところにより、第五十条第二号の政令で定める程度の障害の状態に有する旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

三 前条の規定は、前項の規定により従前住所地に住所を有していたと認められるものに該当する。

四 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

五 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

六 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

七 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかるわらず、当該各号に定める後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかるわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合には、行わない。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する

2 前項の場合において、後期高齢者医療給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その価額の限度において、後期高齢者医療給付を行う責めを免れる。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国保連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

(不正利得の収取等)

第五十九条 偽りその他の不正の行為によつて後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、後期高令者医療費を支拂はせしめることとする。

高齢者医療広域連合は、その者からその後其高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は第七十八条第一項に規定する主治の医師が、後期高齢者医療広域連

合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その後期高齢者医療給付が行われたものであるときは、後期高齢者医療広域連合は、当

該保険医又は主治の医師に対し、後期高齢者医療給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ぜることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八

条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。(以下同じ。)が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第七十

四条第五項（第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、

当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に
対し、その支払った額につき返還させるほか、
そり又還させる負担百分の四十を乗じて算出負

その辺道を走る都合の四一を差して得た客を支払わせることができる。

第六十条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者は、

又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることが

できる。
(診療録の提示等)

第七章 厚生労働省による都道府県知事に後期高齢者医療給付に関する必要があると認め

るときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第六十一条の七第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。第六十三条 税その他の公課は、後期高齢者医療給付として支給を受けた金品を標準として、課課することができない。

(受給権の保護)

(税その他の公課の禁止)

第六十四条 後期高齢者医療給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第一款 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一目 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給
(療養の給付)

第二条 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話をその他のかく護（以下「長期入院療養」という。）を除く。）と併せて行うもの（以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養（長期入院療養に限る。）と併せて行うもの（以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

三 湿度、照明及び緑水に關する通じた。病養環境の形成である療養

いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評

価を行うことが必要な療養（次号の患者申出療養を除く。）として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四 高度の医療技術を用いた療養であつて、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の合意の対象とするべきものである旨か

前回の紹介の如きのとてあるが名前について、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として

厚生労働大臣が定めるもの（以下「患者申出療養」という。）

の他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

きは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者）¹⁾第十七

八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、

個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項

に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に

関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。」を送信する方法その他の享生考

明書をいじつゝを送付する。元治元の他の廃止勅令で定める方法により、被保険者の資格に

係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な費用を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利⽤する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であるとの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下同じ。）により、被保険者であるとの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

4 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めることにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出行った者に速やかに通知するものとする。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

（保険医療機関等の責務）

第六十五条 保険医療機関等又は保険医等（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならない。

（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

第六十六条 保険医療機関等は療養の給付に関する方法により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導致する場合において、必要があると認めるときを受けなければならない。

第六十七条 第二款

きは、診療券又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(一部負担金)
第六十七条 第六十四条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。
一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
百分の十
二 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合(次号に掲げる場合を除く)百分の二十
三 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合百分の三十
4 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第六十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。
第六十八条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。
第六十九条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合

二 三 一部負担金の支払を免除する
保険医療機関等に対する支払に

被保険者であつて、保険医療機関等に第六十七条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

定法人は、
動省令で定

に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる。

当該診療報酬
定める要件に該

「厚生労働大臣が指定する法人（以下「」という。）に委託することができ

請求書の審査を厚生労
働省に委託する旨を定め
た。このため、申請書の審査
は、厚生労働省の専門家によ
るものとされるべきである。

が指定する法人（以下
を委託することができる

| | | | |
|--------------|--|----------------------|--|
| | | | (二部負担金) |
| 第六十七条 | 第六十四条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 | 第一次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 | 百分の十 |
| 二 | 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定める額以上により算定した所得の額が政令で定める額以上である場合(次号に掲げる場合を除く。) | 百分の二十 | 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところによる場合(次号に掲げる場合を除く。) |
| 三 | 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合 | 百分の三十 | 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帤の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合 |
| 2 | 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。 | 五百 | 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。 |
| 3 | 後期高齢者医療広域連合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用について、同項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。 | 五百 | 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、次条第一項の療養の給付の取扱い及び担保に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定めに照して審査した上、支払うものとする。 |
| 4 | 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。 | 五百 | 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による審査を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうちのうちのものとし、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。 |
| 第五十六条 | 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。五十円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。 | 五百 | 前項の規定による委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうちのものとし、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。 |
| 第六十九条 | 後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある | 五百 | 一部負担金の支払を免除すること。 |

に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる。

につき第一項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

療養に要した費用の額を超える」といふ
第二目 訪問看護療養費の支給

は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

は、第四項の厚生労働大臣が定める基準及び次条第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分ご参照。）に照らして審査した上、支払う。

第八十一條 厚生労働大臣又は都道府県知事は、
訪問看護療養費の支給に関して必要があると認
めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問
看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る
事業所の看護師その他の従業者であつた者(以
下この項において「指定訪問看護事業者であつ

(報告等)
第八十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問事業者

• 16 •

2 2
後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子化された個人情報の収集・保管・利用等に係る規程を定め、被保険者の個人情報を保護するための措置を講じなければならない。
3 3
後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子化された個人情報の収集・保管・利用等に係る規程を定め、被保険者の個人情報を保護するための措置を講じなければならない。
4 4
前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合には第七十一条第一項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第七十四条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第七十五条第二項の規定を、併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の規定を準用する。ただし、その額を

る間に、この限りでない。

前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めることにより、後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 被保険者が指定訪問看護を受けようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子次回格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき平均訪問看護費用額（指定訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。）を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付について第六十九条各号一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

5 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十二条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7 後期高齢者医療広域連合は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたとき、後期高齢者医療広域連合は、指定訪問看護事業者の請求があつたとき、

（指定訪問看護の事業の運営に関する基準）

第七十九条 指定訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生労働大臣が定める。

第二 指定訪問看護事業者は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、高齢者の心身の状況等に応じて適切な指定訪問看護を提供するとともに、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定訪問看護を受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

第三 厚生労働大臣は、第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。

第四 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）

第八十条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に關し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

第八十二条　後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百四十九号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第四項における「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下この条において「保険料滞納者」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(報告等)
第八十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問事業者

たときは、当該保険料滞納者に対し、その療養費の給付又は指定訪問看護に要した費用について、療養費、保険外併用療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費の支給（次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の奨励等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたときは、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又は当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

6 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条
第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第
二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十
八条第八項において準用する場合を含む。）、第七
七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九
条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医
療機関等又は指定訪問看護事業者について受け
た特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及び
これらに伴う特別療養費の支給について準用す
る。この場合において、必要な技術的読替え
は、政令で定める。

7 第一項又は第二項本文の規定の適用を受け
てないとすれば第七十七条第一項の規定が適
用されることとなるときは、後期高齢者医療広
域連合は、療養費を支給することができる。

8 第一項又は第二項本文の規定の適用を受け
てないとすれば第七十七条第一項の規定が適
用されることとなるときは、後期高齢者医療広
域連合は、療養費を支給するものとする。

9 第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二
項の規定による療養費について準用する。この
場合において、同条第四項中「受けるべき場
合」とあるのは、「受けることができる場合」
と読み替えるものとする。

第四回 移送費の支給

10 第八十三条 後期高齢者医療広域連合は、被保険
者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養
及び特別療養費に係る療養を含む。）を受ける
ため病院又は診療所に移送されたときは、当該
被保険者に対し、移送費として、厚生労働省令
で定めるところにより算定した額を支給する。
前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところ
により、後期高齢者医療広域連合が必要であ
ると認める場合に限り、支給するものとする。
（高額療養費）

11 第八十四条 後期高齢者医療広域連合は、療養の
給付につき支払われた第六十七条に規定する一
部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養
を除く。以下この条において同じ。）に要した
費用の額からその療養に要した費用につき保険

（高額療養費）

（高額療養費）

外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「二部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関する必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。
（高額介護合算療養費）

第八十五条 後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第四款

第八十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところによること、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の給付のほか、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他他の後期高齢者医療給付を行うことができる。

第五款 後期高齢者医療給付の制限

第八十七条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事

第八十八条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不¹行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことがある。

第八十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。

第九十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者又は被保険者であつた者は後期高齢者医療給付を受ける者が正当な理由がなく第六十一条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第九十一条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けられることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納定期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合は、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

九二 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

九三 後期高齢者医療広域連合は、第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている被保険者であつて、前二項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止めが

なされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。

第四節 費用等

第一幕 費用の負担

三十九

後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合計額（以下「療養の給付等に要する費用の額」という。）から第六十一条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る療養の給付等に要する費用の額（以下「特定費用の額」という。）を控除した額（以下「負担対象額」という。）並びに流行初期医療確保拠出金の額において、「特定流行初期医療確保拠出金の額」における「負担対象拠出金額」という。（以下「負担対象総額」という。）の十二分の三に相当する額を負担する。

国は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療の財政の安定化を図るために、被保険者に係る全ての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付の割合等を勘案して、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして国で定めるところにより算定する額以上の高額な医療に関する給付に要する費用の合計額に次に掲げる率の合計を乗じて得た額（第九十六条第二項において「高額医療費負担対象額」という。）の四分の一に相当する額を負担する。

一 負担対象額の十二分の一に相当する額を療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

二 第百条第一項の後期高齢者負担率

3 国は、前二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、年度ごとに、支払基金に対して当該年度の特別負担調整見込額の総額等の三分の二を交付する。ただし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の特別負担調整額の総額等が同年度の特別負担調整見込額の総額等を超えるときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等からその超える額を控除して得た額の三分の二を交付するものとし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の特別負担調整額の総額等に満たないときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等にその満たない額を加算して得た額の三分の二を交付するものとする。

(国庫負担金の減額)

第九十四条 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対し負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額を超えることができない。

(調整交付金)

第九十五条 国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に對して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、負担対象総額の見込額の総額の十二分の一に相当する額とする。

(都道府県の負担)

第九十六条 都道府県は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、負担対象総額の十二分の一に相当する額を負担する。

2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

(都道府県の負担金の減額)

第九十七条 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国が第九十四条の規定により負担すべき額を減額したときは、都道府県は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に對して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額を超えることができない。

（支払基金が後期高齢者医療広域連合に対してもう。）については、政令で定めるところにより、数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。

一二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の割合の二分の一に相当する率を加えて得た数

二 百分の十一・七二に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和四年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者割合の二分の一に相当する率を加えて得た数

三 前号に掲げる率に、イに掲げる率を乗じて得た率を除して得た率

イ 前号に掲げる率に、イに掲げる率を加えて得た数

イ 令和四年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

ロ 当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を令和四年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

口 第一項の後期高齢者交付金は、第一百八十八条第一項の規定により支払基金が徴収する後期高齢者支援金をもつて充てる。

（後期高齢者交付金の減額）

第一百一条 厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合又は後期高齢者医療広域連合が支出すべきでない経費を不当に支出した場合には、政令で定めるところにより、支払基金に対し、前条第一項の規定により当該後期高齢者医療広域連合に對して交付する同項の後期高齢者交付金の額を減額することを命ずることができる。

前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額又は不当に支出した額を超えることができない。

（国の補助）

第一百二条 国は、第九十三条、第九十五条及び第一百六十六条第五項に規定するものほか、予算の範囲内において、後期高齢者医療に要する費用の一部を補助することができる。

（都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合の補助及び貸付け）

第一百三条 都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、第九十六条、第九十八条、第九十

用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下この項において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額。

三 基金事業対象収入額 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計における合計額のうち、療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額。

四 基金事業対象費用額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額。

五 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額。

六 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

七 都道府県は、政令で定めるところにより、第3項の規定により後期高齢者医療広域連合から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

八 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

九 財政安定化基金から生ずる收入は、全て財政安定化基金に充てなければならない。
第三款 特別高額医療費共同事業

第一百一十七条 指定法人は、政令で定めるところにより算定した額。

二 指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額。

三 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

第四款 保険者の後期高齢者支援金等

（後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務）

第一百一十八条 支払基金は、第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する。

二 保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

第五款 後期高齢者支援金の額

（後期高齢者支援金の額）

第一百一十九条 前条第一項の規定により各保険者が受けた額をもとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。以下この節において同じ。）から後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」といふ。）を徴収する。

二 保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

三 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により算定した額。

四 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額。

五 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合が特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額。

六 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

七 都道府県は、政令で定めるところにより、第3項の規定により後期高齢者医療広域連合から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

八 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

九 財政安定化基金から生ずる收入は、全て財政安定化基金に充てなければならない。
第三款 特別高額医療費共同事業

第一百一十七条 指定法人は、政令で定めるところにより算定した額。

二 指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額。

三 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

第四款 保険者の後期高齢者支援金等

（後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務）

第一百一十八条 支払基金は、第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する。

二 保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

第五款 後期高齢者支援金の額

（後期高齢者支援金の額）

第一百一十九条 前条第一項の規定により各保険者が受けた額をもとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。以下この節において同じ。）から後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」といふ。）を徴収する。

二 保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

三 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により算定した額。

四 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額。

五 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合が特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額。

六 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

七 都道府県は、政令で定めるところにより、第3項の規定により後期高齢者医療広域連合から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

八 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

九 財政安定化基金から生ずる收入は、全て財政安定化基金に充てなければならない。
第三款 特別高額医療費共同事業

第一百一十七条 指定法人は、政令で定めるところにより算定した額。

二 指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額。

三 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

第四款 保険者の後期高齢者支援金等

（後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務）

第一百一十八条 支払基金は、第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する。

二 保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

第五款 後期高齢者支援金の額

（後期高齢者支援金の額）

第一百一十九条 第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、当該年度の概算後期高齢者支援金の額とする。ただし、前々年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額を超えるときは、当該年度の概算後期高齢者支援金の額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとする。

二 前項に規定するすべての保険者に係る概算後期高齢者支援金の額は、前々年度における全額とその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

三 後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 前々年度における全額と後期高齢者医療広域連合の保険納付対象の過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

二 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による通知の事務を国保連合会に委託することができる。

三 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による通知の事務を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬額を乗じて得た額とする。

四 第百二十二条 第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、当該年度における保険者から徴収する後期高齢者関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより算定する。

五 第百二十三条 後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における保険納付対象額その他厚生労働省令で定める事務を通知しなければならない。

六 第百二十四条 第四十一一条及び第四十三条から第46条までの規定は、後期高齢者支援金等について準用する。

七 第百二十四条 第四十一一条及び第四十三条から第46条までの規定は、後期高齢者支援金等について準用する。

項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする)は、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に對し、当該市町村の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で證明を行ふことができる。

(被保険者等に関する調査)

第二百三十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二百三十八条 市町村は、保険料の徵収に關して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは收入の状況又は被保険者に対する第百七十三条第二項に規定する老齢年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(資料の提供等)

3 第十六条の七第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百三十九条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条から前期高齢者納付金等を徵収し、保険者に對し前期高齢者交付金を交付する業務及びこの業務を行う。

第二百四十条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、高齢者医療制度関係業務に規定する目的の達成に資する事業を行うことができる。

第二百四十二条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に規定する目的の達成に資する事業を行うことができる。

第二百四十三条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に係る経理について、第百三十九条第一項第一号に掲げる業務、同項第一号及び第三号に掲げる業務並びに同条第二項に規定する業務に關して必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第二百四十四条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、予算事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第二百四十五条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第二百四十六条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに當該事業年度の財務諸表及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第二百四十七条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

第二百四十八条 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

第二百四十九条 支払基金は、第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第二百五十条 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることが

村の区域内に住所を有する被保険者の氏名及び住所、健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第二百四十二条 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

第二百四十三条 支払基金は、保険者に對し、毎年度、加入者数、特定健康診査等の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に關於する報告を求めるほか、第百三十九条第一項第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徵収する業務、同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徵収する業務及び同項第三号に規定する保険者から出産育児関係事務費拠出金を徵収する業務に關し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第二百四十四条 支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に對し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第三号に規定する後期高齢者医療広域連合に對し後期高齢者交付金を徵収し、及び保険者から附帯する業務並びにこれに附帯する業務

第二百四十五条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、高齢者医療制度関係業務に規定する目的の達成に資する事業を行うこと

第二百四十六条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に規定する目的の達成に資する事業を行うこと

第二百四十七条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

第二百四十八条 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

第二百四十九条 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第二百五十条 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることが

- 6 第一項の規定による債券の債権者は、支払基金に次ぐものとする。
- 7 債権の弁済を受ける権利を有する。
- 8 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 9 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、自己の第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 10 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五一条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 11 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に關し必要な事項は、政令で定める。
- （政府保証）
- 12 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二百四十八号）第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による前期高齢者交付金、後期高齢者交付金及び出産育儿交付金の円滑な交付のために必要があると認めるとときは、前条の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。
- （余裕金の運用）
- 13 支払基金は、次の方法によるほか、高齢者医療制度関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。
- 14 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有
- 15 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金
- 16 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 17 第百四十七条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。
- 18 厚生労働大臣は、次の場合は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
- 19 第百四十七条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。
- 20 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

- 21 第百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第百四十八条の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）について、高齢者医療制度関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徵し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対する報告は、当該受託業務の範囲内に限る。

- 22 第十六条の七第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ適用する。

- 23 都道府県知事は、支払基金につき高齢者医療制度関係業務に關し社会保険診療報酬支払基金法第二十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 24 第百五十三条 第百一条第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一条第一項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなして整理しなければならない。

- 25 第百五十四条 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査制度関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

- 26 第百五十五条 第六章 国民健康保険団体連合会の高齢者（厚生労働省令による）への委任

- 27 第百五十六条 第七章 雑則（議決権の特例）

- 28 第百五十七条 第八章 保険者協議会（区分経理）

- 29 第百五十八条 第九章 徴収（賦課決定の期間制限）

- 30 第百五十九条 第十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 31 第六十条 第十一章 保険料の賦課決定（賦課決定の期間制限）

- 32 第六十一条 第十二章 保険料の賦課決定（賦課決定の期間制限）

- 33 第六十二条 第十三章 保険料の賦課決定（賦課決定の期間制限）

- 34 第六十三条 第十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 35 第六十四条 第十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 36 第六十五条 第十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 37 第六十六条 第十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 38 第六十七条 第十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 39 第六十八条 第十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 40 第六十九条 第二十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 41 第七十条 第二十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 42 第七十一条 第二十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 43 第七十二条 第二十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 44 第七十三条 第二十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 45 第七十四条 第二十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 46 第七十五条 第二十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 47 第七十六条 第二十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 48 第七十七条 第二十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 49 第七十八条 第二十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 50 第七十九条 第三十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 51 第八十条 第三十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 52 第八十一条 第三十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 53 第八十二条 第三十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 54 第八十三条 第三十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 55 第八十四条 第三十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 56 第八十五条 第三十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 57 第八十六条 第三十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 58 第八十七条 第三十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 59 第八十八条 第三十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 60 第八十九条 第四十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 61 第九十一条 第四十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 62 第九十二条 第四十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 63 第九十三条 第四十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 64 第九十四条 第四十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 65 第九十五条 第四十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 66 第九十六条 第四十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 67 第九十七条 第四十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 68 第九十八条 第四十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 69 第九十九条 第四十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 70 第一百条 第五十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 71 第一百零一条 第五十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 72 第一百零二条 第五十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 73 第一百零三条 第五十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 74 第一百零四条 第五十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 75 第一百零五条 第五十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 76 第一百零六条 第五十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 77 第一百零七条 第五十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 78 第一百零八条 第五十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 79 第一百零九条 第五十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 80 第一百一十条 第六十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 81 第一百一十一条 第六十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 82 第一百一十二条 第六十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 83 第一百一十三条 第六十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 84 第一百一十四条 第六十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 85 第一百一十五条 第六十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 86 第一百一十六条 第六十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 87 第一百一十七条 第六十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 88 第一百一十八条 第六十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 89 第一百一十九条 第六十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 90 第一百二十条 第七十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 91 第一百二十一条 第七十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 92 第一百二十二条 第七十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 93 第一百二十三条 第七十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 94 第一百二十四条 第七十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 95 第一百二十五条 第七十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 96 第一百二十六条 第七十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 97 第一百二十七条 第七十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 98 第一百二十八条 第七十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 99 第一百二十九条 第七十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 100 第一百三十条 第八十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 101 第一百三十一条 第八十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 102 第一百三十二条 第八十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 103 第一百三十三条 第八十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 104 第一百三十四条 第八十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 105 第一百三十五条 第八十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 106 第一百三十六条 第八十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 107 第一百三十七条 第八十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 108 第一百三十八条 第八十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 109 第一百三十九条 第八十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 110 第一百四十条 第九十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 111 第一百四十一条 第九十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 112 第一百四十二条 第九十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 113 第一百四十三条 第九十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 114 第一百四十四条 第九十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 115 第一百四十五条 第九十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 116 第一百四十六条 第九十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 117 第一百四十七条 第九十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 118 第一百四十八条 第九十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 119 第一百四十九条 第九十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 120 第一百五十条 第一百章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 121 第一百五十一条 第一百一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 122 第一百五十二条 第一百二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 123 第一百五十三条 第一百三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 124 第一百五十四条 第一百四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 125 第一百五十五条 第一百五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 126 第一百五十六条 第一百六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 127 第一百五十七条 第一百七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 128 第一百五十八条 第一百八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 129 第一百五十九条 第一百九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 130 第一百六十条 第一百二十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 131 第一百六十一条 第一百二十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 132 第一百六十一条 第一百二十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 133 第一百六十一条 第一百二十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 134 第一百六十一条 第一百二十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 135 第一百六十一条 第一百二十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 136 第一百六十一条 第一百二十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 137 第一百六十一条 第一百二十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 138 第一百六十一条 第一百二十八章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 139 第一百六十一条 第一百二十九章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 140 第一百六十一条 第一百三十章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 141 第一百六十一条 第一百三十一章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 142 第一百六十一条 第一百三十二章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 143 第一百六十一条 第一百三十三章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 144 第一百六十一条 第一百三十四章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 145 第一百六十一条 第一百三十五章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 146 第一百六十一条 第一百三十六章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 147 第一百六十一条 第一百三十七章 保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位（先取特権の順位）

- 148 第一百六十一条

八条第八項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを併科する者の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百六十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の六の規定に違反して知り得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

二 第十六条の八の規定による命令に違反した者

三 第一百六十七条の三 第百六十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百六十八条 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十二条第一項の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

三 第百三十二条第一項の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

四 第百三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

五 第百三十五条第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

六 第百三十六条第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

七 第百三十七条第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

八 第百三十八条第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

九 第百三十九条第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第一百六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 審査請求人若しくは関係者又は医師若しくは歯科医師が、正当な理由がなく第百三十条

の規定において準用する国民健康保険法第百一条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは診断若しくは検査をしなかつたとき(後期高齢者医療広域連合その他の利害関係人に係る場合を除く)。

二 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を受けた後期高齢者医療広域連合その他の利害関係人に係る場合を除く)。

三 正当な理由がなく第百六十二条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 正当な理由がなく第百六十三条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

五 正当な理由がなく第百三十三条の二の罪を犯したとき。

六 正当な理由がなく第百三十七条の二の罪を犯したとき。

七 正当な理由がなく第百三十八条の二の罪を犯したとき。

八 正当な理由がなく第百三十九条の二の罪を犯したとき。

九 正当な理由がなく第百四十一条の二の罪を犯したとき。

十 正当な理由がなく第百四十二条の二の罪を犯したとき。

十一 正当な理由がなく第百四十三条の二の罪を犯したとき。

十二 正当な理由がなく第百四十四条の二の罪を犯したとき。

十三 正当な理由がなく第百四十五条の二の罪を犯したとき。

十四 正当な理由がなく第百四十六条の二の罪を犯したとき。

十五 正当な理由がなく第百四十七条の二の罪を犯したとき。

十六 正当な理由がなく第百四十八条の二の罪を犯したとき。

十七 正当な理由がなく第百四十九条の二の罪を犯したとき。

十八 正当な理由がなく第百五十条の二の罪を犯したとき。

十九 正当な理由がなく第百五十一条の二の罪を犯したとき。

二十 正当な理由がなく第百五十二条の二の罪を犯したとき。

当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

6 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前各項の規定による過料の処分について準用する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章、第八十四条、第八十七条第二項、附則第三十一条及び附則第三十二条の規定(附則第三十一条の規定による社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定を除く)は公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二章、第三十条(中央社会保険協議会に関する部分に限る)及び附則第三十一条から附則第四十条までの規定は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める年から定める日から施行する。

附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章、第八十四条、第八十七条第二項、附則第三十一条及び附則第三十二条の規定(附則第三十一条の規定による社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定を除く)は公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から定める日から施行する。

第二条 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関(医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る)に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換(医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ)に要する費用を助成する事業(以下「病床転換助成事業」という)を行ふものとする。

第三条 都道府県知事は、病床転換助成事業に要する費用の額を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣は、前項の規定による協議をするに際しては、各都道府県における病床転換助成事業に要する費用の額の総額が、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の予想額の総額に、すべての都道府県における病床の転換の見込み

の規定において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかったときは、

二 第百四十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

2 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

三 被保険者又は被保険者があつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

四 被保険者があつた者が第五十四条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

五 被保険者があつた者が第五十五条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

六 被保険者があつた者が第五十六条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

七 被保険者があつた者が第五十七条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

八 被保険者があつた者が第五十八条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

九 被保険者があつた者が第五十九条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十 被保険者があつた者が第六十条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十一 被保険者があつた者が第六十一条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十二 被保険者があつた者が第六十二条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十三 被保険者があつた者が第六十三条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十四 被保険者があつた者が第六十四条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十五 被保険者があつた者が第六十五条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十六 被保険者があつた者が第六十六条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十七 被保険者があつた者が第六十七条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十八 被保険者があつた者が第六十八条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

十九 被保険者があつた者が第六十九条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

二十 被保険者があつた者が第七十条第一項の規定による当該職員の質問に対する正当事由がなく答弁せず、若しくは虚偽の届出をしたとしたとき。

及びそれに要する費用の予想額等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えないよう調整するものとする。

(3) 厚生労働大臣は、都道府県が病床転換助成事業に要する費用の額を定めたときは、支払基金に対し、その金額を通知しなければならない。

(4) 都道府県は、病床転換助成事業に要する費用及び当該事業に関する事務の執行に要する費用を支弁する。

(5) 都道府県は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、病床転換助成事業に要する費用の額の二十七分の十に相当する額を交付する。

(6) 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、病床転換助成事業に要する費用の額の二十七分の一に相当する額を交付する。

(7) 都道府県が附則第四条の規定により支弁する費用の二十七分の十二に相当する額については、政令で定めるところにより、支払基金が当該都道府県に対して交付する病床転換助成交付金をもつて充てる。

(8) 前項の病床転換助成交付金は、次条第一項の規定により支払基金が徴収する病床転換支援金をもつて充てる。

(9) 病床転換支援金の徴収及び納付義務

(10) 第七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。附則第九条の二第四項を除き、以下同じ。）から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）を徴収する。

(11) 保険者は、病床転換支援金等を納付する義務

(病床転換支援金の額)

(12) 第八条 前条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換支援金の額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を、厚生労働省令で定めることにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

(病床転換支援金の額)

(13) 第九条 附則第七条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換助成関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、各保険者から徴収する病床転換助成関係事務費拠出金の額

額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における附則第十一条第一項に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(支払基金の納付等)

(14) 第九条の一 支払基金は、政令で定める年度（以下この条において「対象年度」という。）の翌年度の末日までの間ににおいて、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間（以下この条において「対象期間」といいう。）において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に対する費用についての補助金並びに国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を国庫に納付しなければならない。

(15) 第九条の二 支払基金は、政令で定める年度（以下この条において「対象年度」という。）の翌年度の末日までの間ににおいて、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間（以下この条において「対象期間」といいう。）において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に対する費用についての補助金並びに国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を国庫に納付しなければならない。

(16) 第十条 第四十二条、第四十三条から第四十六条まで、第一百三十四条第二項及び第三項、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一條及びに第六十八条第一項（同項第二号を除く。）の規定は、病床転換支援金等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)

(17) 第十一条 支払基金は、第一百三十九条第一項に掲げる業務のほか、保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)

(18) 第十二条 支払基金は、第一百三十九条第一項に掲げる業務のほか、保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

(病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定める。

(厚生労働省令への委任)

(19) 第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののか、病床転換助成事業に係る必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例)

(20) 第十四条 第二項に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、第三十八条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）並びに第三十九条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とある

の処理に要した費用の額並びに第一項の規定により支払基金が国庫に納付する額及び前項の規定により支払基金が都道府県に交付する額を控除して得た額の範囲内において、対象期間における各保険者（国民健康保険にあつては、市町村。以下この項において同じ。）の負担の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が各保険者に対し交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を各保険者に交付しなければならない。

(延滞税の割合の特例)

(第十三条の二) 第四十五条第二項（第一百二十四条、第一百二十四条の八及び附則第十条において「支払基金の納付等」とする。

(第十三条の三) 指定介護老人福祉施設（介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していいたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二十二条に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をし

して厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一率を超える保険者」あつては、平均一率を超える保険者）といふ。）人当たり老人医療費見込額で除して得た率が、昭和六十二年度に係る附則第六条第一項第二号の政令で定められた率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（（3）において「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の八十に相当する額に昭和六十二年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額。

（3）当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

前項の規定は、昭和六十二年度の確定医療費拠出金について準用する。この場合において、同項中「概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金相当額」と、「多額になると見込まれる額」とあるのは「支弁する」と、「多額であつた」と、「概算医療費拠出金」と、「附則第六条の」とあるのは「附則第七条の」と、「支弁した」と、「費用の額」により算定される額」とあるのは「費用の額」と、「昭和六十二年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十二年度老人医療費額」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「平均一人当たり老人医療費額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費額」と読み替えるものとする。

第十一条 前二条の規定の適用がある保険者に係る概算医療費拠出金の額又は確定医療費拠出金の額の算定に関し、前二条の措置に伴い必要な附則第四条若しくは第五条又は附則第六条若しくは第七条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。

（昭和六十一年度の拠出金の額の変更等）

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき拠出金

の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の

の額を通知しなければならない。

一及び二 略
三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに附則第七条の規定並びに附則第七条、第十二条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定並びに附則第七条、第十二条及び第二十三条の規定、附則第二十四条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規

二十一條第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受けた（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの）を含む。）として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受けた（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの）を含む。）

（老人保健施設の試行的実施）

（老人保健施設の試行的実施）

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（老人保健施設の試行的実施）

の負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれが生ずる場合においては、一部負担金の額の改定措置の在り方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

前項に規定するもののほか、老人保健法による老人保健制度については、老人保健制度の目的を踏まえ、この法律の施行後の老人保健制度の実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方にについて検討が加えられるべきものとする。

第三条 政府は、老人の心身の特性に応じた適切な医療が行われるよう、老人が老人保健法第二十五条第三項に規定する保険医療機関等及び同法第六条第四項に規定する老人保健施設について受ける医療その他のサービスの質に関する評価方法の研究に努めるとともに、同法第二十五条の規定により行われる医療に要する費用の額の包括的な算定等当該費用の額の算定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、病院又は診療所において行われる付添看護その他の看護に関し、老人がその心身の特性に応じこれらの看護とその他の医療を一體的な管理の下に適切に受けられるものとする。

第五条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成五年三月三十一日までの間は、新老健法第二十八条第一項第一号中「千円（次条第一項の規定による改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。）」とあるのは「六百円」と、同項第二号中「七百円（次条第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。）」とあるのは「六百円」とする。

第六条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

2 施行日から平成五年三月三十一日までの間に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る新老健法の規定による医療費の額については、新老

健法第三十二条第二項中「第二十八条」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律（平成三年法律第八十九号）附則第五条の規定により読み替えられた第二十八条」と、同条第四項中「同条第一項第二号」とあり、及び同条第五項中「第二十八条第一項第二号」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律附則第五条の規定により読み替えられた第二十八条第一項第二号」とする。

（交付金等に関する経過措置）

第七条 新老健法第四十七条から第五十条までの規定は、施行日（老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分にあっては、平成四年四月一日。以下この条において同じ。）以後に行われる新老健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給を含む。）並びにこれら事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われる旧老健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）で除して得た率が、新老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。）を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十五条第四項の概算加入者調整率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

第八条 平成二年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。（医療費拠出金に関する経過措置）

第九条 平成二年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された平成三

年年度の概算医療費拠出金の額の十二分の十に相当する額

二 次に掲げる額の合計額（次号において「施

行日以後調整後老人医療費見込額」という。）に相当する額

三 施行日以後調整後老人医療費見込額に施行

日以後老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

四 口 施行日以後調整対象外医療費額

五 施行日前調整対象外医療費額

六 条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

七 施行日前調整対象外医療費額

八 口 施行日前調整対象外医療費額

九 施行日前調整対象外医療費額

十 口 施行日前調整対象外医療費額

十一 施行日前調整対象外医療費額

十二 施行日前調整対象外医療費額

十三 施行日前調整対象外医療費額

十四 施行日前調整対象外医療費額

十五 施行日前調整対象外医療費額

十六 施行日前調整対象外医療費額

十七 施行日前調整対象外医療費額

十八 施行日前調整対象外医療費額

十九 施行日前調整対象外医療費額

二十 施行日前調整対象外医療費額

二十一 施行日前調整対象外医療費額

二十二 施行日前調整対象外医療費額

二十三 施行日前調整対象外医療費額

二十四 施行日前調整対象外医療費額

二十五 施行日前調整対象外医療費額

二十六 施行日前調整対象外医療費額

二十七 施行日前調整対象外医療費額

二十八 施行日前調整対象外医療費額

二十九 施行日前調整対象外医療費額

三十 施行日前調整対象外医療費額

三十一 施行日前調整対象外医療費額

三十二 施行日前調整対象外医療費額

三十三 施行日前調整対象外医療費額

三十四 施行日前調整対象外医療費額

三十五 施行日前調整対象外医療費額

三十六 施行日前調整対象外医療費額

三十七 施行日前調整対象外医療費額

三十八 施行日前調整対象外医療費額

三十九 施行日前調整対象外医療費額

四十 施行日前調整対象外医療費額

四十一 施行日前調整対象外医療費額

四十二 施行日前調整対象外医療費額

四十三 施行日前調整対象外医療費額

四十四 施行日前調整対象外医療費額

四十五 施行日前調整対象外医療費額

四十六 施行日前調整対象外医療費額

四十七 施行日前調整対象外医療費額

四十八 施行日前調整対象外医療費額

四十九 施行日前調整対象外医療費額

五十 施行日前調整対象外医療費額

五十一 施行日前調整対象外医療費額

五十二 施行日前調整対象外医療費額

五十三 施行日前調整対象外医療費額

五十四 施行日前調整対象外医療費額

五十五 施行日前調整対象外医療費額

五十六 施行日前調整対象外医療費額

五十七 施行日前調整対象外医療費額

五十八 施行日前調整対象外医療費額

五十九 施行日前調整対象外医療費額

六十 施行日前調整対象外医療費額

六十一 施行日前調整対象外医療費額

六十二 施行日前調整対象外医療費額

六十三 施行日前調整対象外医療費額

六十四 施行日前調整対象外医療費額

六十五 施行日前調整対象外医療費額

六十六 施行日前調整対象外医療費額

六十七 施行日前調整対象外医療費額

六十八 施行日前調整対象外医療費額

六十九 施行日前調整対象外医療費額

七十 施行日前調整対象外医療費額

七十一 施行日前調整対象外医療費額

七十二 施行日前調整対象外医療費額

七十三 施行日前調整対象外医療費額

七十四 施行日前調整対象外医療費額

七十五 施行日前調整対象外医療費額

七十六 施行日前調整対象外医療費額

七十七 施行日前調整対象外医療費額

七十八 施行日前調整対象外医療費額

七十九 施行日前調整対象外医療費額

八十 施行日前調整対象外医療費額

八十一 施行日前調整対象外医療費額

八十二 施行日前調整対象外医療費額

八十三 施行日前調整対象外医療費額

八十四 施行日前調整対象外医療費額

八十五 施行日前調整対象外医療費額

八十六 施行日前調整対象外医療費額

八十七 施行日前調整対象外医療費額

八十八 施行日前調整対象外医療費額

八十九 施行日前調整対象外医療費額

九十 施行日前調整対象外医療費額

九十一 施行日前調整対象外医療費額

九十二 施行日前調整対象外医療費額

九十三 施行日前調整対象外医療費額

九十四 施行日前調整対象外医療費額

九十五 施行日前調整対象外医療費額

九十六 施行日前調整対象外医療費額

九十七 施行日前調整対象外医療費額

九十八 施行日前調整対象外医療費額

九十九 施行日前調整対象外医療費額

一百 施行日前調整対象外医療費額

一百一 施行日前調整対象外医療費額

一百二 施行日前調整対象外医療費額

一百三 施行日前調整対象外医療費額

一百四 施行日前調整対象外医療費額

一百五 施行日前調整対象外医療費額

一百六 施行日前調整対象外医療費額

一百七 施行日前調整対象外医療費額

一百八 施行日前調整対象外医療費額

一百九 施行日前調整対象外医療費額

一百二十 施行日前調整対象外医療費額

一百一十一 施行日前調整対象外医療費額

一百一十二 施行日前調整対象外医療費額

一百一十三 施行日前調整対象外医療費額

一百一十四 施行日前調整対象外医療費額

一百一十五 施行日前調整対象外医療費額

一百一十六 施行日前調整対象外医療費額

一百一十七 施行日前調整対象外医療費額

一百一十八 施行日前調整対象外医療費額

一百一十九 施行日前調整対象外医療費額

一百二十 施行日前調整対象外医療費額

一百二十一 施行日前調整対象外医療費額

一百二十二 施行日前調整対象外医療費額

一百二十三 施行日前調整対象外医療費額

一百二十四 施行日前調整対象外医療費額

一百二十五 施行日前調整対象外医療費額

一百二十六 施行日前調整対象外医療費額

一百二十七 施行日前調整対象外医療費額

一百二十八 施行日前調整対象外医療費額

一百二十九 施行日前調整対象外医療費額

一百三十 施行日前調整対象外医療費額

一百三十一 施行日前調整対象外医療費額

一百三十二 施行日前調整対象外医療費額

一百三十三 施行日前調整対象外医療費額

一百三十四 施行日前調整対象外医療費額

一百三十五 施行日前調整対象外医療費額

一百三十六 施行日前調整対象外医療費額

一百三十七 施行日前調整対象外医療費額

一百三十八 施行日前調整対象外医療費額

一百三十九 施行日前調整対象外医療費額

一百四十 施行日前調整対象外医療費額

一百四十一 施行日前調整対象外医療費額

一百四十二 施行日前調整対象外医療費額

一百四十三 施行日前調整対象外医療費額

一百四十四 施行日前調整対象外医療費額

一百四十五 施行日前調整対象外医療費額

一百四十六 施行日前調整対象外医療費額

一百四十七 施行日前調整対象外医療費額

一百四十八 施行日前調整対象外医療費額

一百四十九 施行日前調整対象外医療費額

一百五十 施行日前調整対象外医療費額

一百五十一 施行日前調整対象外医療費額

一百五十二 施行日前調整対象外医療費額

一百五十三 施行日前調整対象外医療費額

一百五十四 施行日前調整対象外医療費額

一百五十五 施行日前調整対象外医療費額

一百五十六 施行日前調整対象外医療費額

一百五十七 施行日前調整対象外医療費額

一百五十八 施行日前調整対象外医療費額

一百五十九 施行日前調整対象外医療費額

一百六十 施行日前調整対象外医療費額

一百六十一 施行日前調整対象外医療費額

一百六十二 施行日前調整対象外医療費額

一百六十三 施行日前調整対象外医療費額

一百六十四 施行日前調整対象外医療費額

一百六十五 施行日前調整対象外医療費額

一百六十六 施行日前調整対象外医療費額

一百六十七 施行日前調整対象外医療費額

一百六十八 施行日前調整対象外医療費額

一百六十九 施行日前調整対象外医療費額

一百七十 施行日前調整対象外医療費額

一百七十一 施行日前調整対象外医療費額

一百七十二 施行日前調整対象外医療費額

一百七十三 施行日前調整対象外医療費額

一百七十四 施行日前調整対象外医療費額

一百七十五 施行日前調整対象外医療費額

一百七十六 施行日前調整対象外医療費額

一百七十七 施行日前調整対象外医療費額

一百七十八 施行日前調整対象外医療費額

一百七十九 施行日前調整対象外医療費額

一百八十 施行日前調整対象外医療費額

一百八十一 施行日前調整対象外医療費額

一百八十二 施行日前調整対象外医療費額

一百八十三 施行日前調整対象外医療費額

一百八十四 施行日前調整対象外医療費額

一百八十五 施行日前調整対象外医療費額

一百八十六 施行日前調整対象外医療費額

一百八十七 施行日前調整対象外医療費額

一百八十八 施行日前調整対象外医療費額

一百八十九 施行日前調整対象外医療費額

一百九十 施行日前調整対象外医療費額

計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

4 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

5 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、次に掲げる事項について検討を行った専門家による苦情の処理体制の整備

7 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日の前日において七十歳以上である者（施行日において七十五歳以上である者を除く。）については、施行日からその者が七十五歳以上の間に該当するに至った日の属する月の末日（その者が七十五歳以上の者に該当するに至った日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間は、その者を七十五歳以上の者とみなして第三条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老人保健法」という。）の規定（新老人保健法第二十五条第一項第二号の規定を除く。）を適用する。

| 第十二条 新老人保健法第四十八条から第五十条までの規定は、施行日以後行われる新老人保健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給（以下「医療等」と総称する。）に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老人保健法の規定による医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。 | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第十三条 平成十三年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。 | | | | | | | | | |
| 第十四条 平成十四年度の概算医療費拠出金の額は、新老人保健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額 | | | | | | | | | |
| イ 概算特別調整基準超過保険者（平成十四年度における旧老人保健法第五十五条第二項に規定する概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、特別調整前概算医療費拠出金相当額（平成十四年度における同条第一項各号に掲げる額の合計額）をい。以下この項目及び次項において同じ。）から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額（特別調整前概算医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をい。次項において同じ。）を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額 | | | | | | | | | |
| (1) 当該保険者に係る平成十四年度における旧老人保健法第五十五条第一項第一号に規定する老人医療費見込額の十分の七に相当する額 | | | | | | | | | |

| 第十四条 平成十四年度の概算医療費拠出金の額は、新老人保健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額 | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | |
| イ 次のイ又はロに掲 | | | | | | | | | |

口 施行日以後確定負担調整基準超過保険者は
以外の保険者 施行日以後負担調整前確定
医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整
額との合計額

前項第一号イの施行日前確定加入者調整率
は、厚生労働省令で定めるところにより、平成
十四年四月一日以後施行日前の期間におけるす
べての保険者に係る加入者の総数に対する七十
歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間にお
ける当該保険者に係る加入者の数に対する七十
歳以上の加入者等の数の割合（その割合が百分
の三十を超えるときは百分の三十とし、百分の
一・四に満たないときは百分の一・四とする。）
で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定
される率とする。

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第八項の施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額

(i) 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額

(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十四年度における額のうち施行日以後に行われた医療関連給付に要する費用の額

る保険者のうち、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象額（施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第七項において同じ。）を控除して得た額と、施行日以後負担調整額との合計額（1）当該保険者に係る施行日以後老人医療費額（市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）に、「から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額と、施行日以後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額との

る率をいう。)を乗じて得た額とする。
第一項第二号イの施行日以後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

二 施行日前調整対象外医療費額
第一項第一号イの施行日前特別調整額は、当該保険者に係る施行日前特別調整前確定医療費額を算出し(得た額)に、施行日前確定特別調整基準超過保険金相当額(施行日前特別調整前確定保険者にあっては、施行日前特別調整前確定保険金相当額から施行日前特別調整対象額を控除して得た額)に施行日前確定特別調整額を加算し(すべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整対象額の総額を算定する)、すべての施行日前特別調整額を算定する。

3 第一項第一号イの施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る施行日前老人医療費額から施行日前調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日前基準超過保険者（一）の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、旧老健政令第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定められた額に施行日前確定加入者調整率を乗じて得た率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。（次号において同じ。）を控除して得た額

二 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額

第一項第二号イの施行日以後負担調整額は当該保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額（施行日以後確定負担調整基準超過保険者にあっては、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象額を控除して得た額）に施行日以後負担調整加算率（すべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

第一項第二号イの施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。）に
一から施行日以後特定費用確定率を控除して
得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当
する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費
額から施行日以後調整対象外医療費額（当
該保険者が確定施行日以後基準超過保険老
（二）の保険者に係る七十五歳以上の加入者
等一人当たりの施行日以後老人医療費額（管
して厚生労働省令で定めるところにより算
定される額をすべての保険者に係る七十五
歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後
老人医療費額の平均額として厚生労働省令
で定めるところにより算定される額（以下
において「一人平均老人医療費額」という。
で除して得た率が、新老健法第五十五条第三
項第一号イの政令で定める率を超える保
険者をいう。）である場合における当該保
険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、
一人平均老人医療費額に当該政令で定
める率を乗じて得た額を超える部分として
厚生労働省令で定めるところにより算定さ
れる額を（口において同じ。）を控除して
して得た額が施行日以後確定加入者調整率
を乗じて得た額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る前期老人医療費(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以前に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)に、一か月の前期特定費用概算率を控除して得た額を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

(ii) 当該保険者に係る前期老人医療費(次に掲げる額の合計額に前期負担調整率を乗じて得た額)

(1) 基準率を乗じて得た額

(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金額

第一項第二号イ(1)の施行日以後特定費用中の額は、各保険者に係る新老健法第五十五条第一項の規定にかかる号に掲げる場合に該当する者に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。イ(2)に掲げる額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額を除して得た率とする。

第十六条 平成十五年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかる号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 前期概算負担調整基準超過保険者(前項概算加入者調整率が1を超える保険者のうち、前期負担調整前概算医療費拠出金相半額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう以下この条において同じ) 前期負担調整前概算医療費拠出金相半額から(1)に掲げる額を控除して得た額をいう。(第四項において同じ。) を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額を

| 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 |
|--------|---------------------|---------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 百分の六十六 | 百分の六十六 | 百分の六十六 | 百分の六十六 | 百分の六十六 | 百分の六十六 | 百分の六十六 | 百分の六十六 | 百分の六十六 | 百分の六十六 |
| 月一日 | 平成十八年十 月三十 一日 | 平成十五年三 月一 日 | 平成十五年四 月一 日 | 平成十七年四 月一 日 | 平成十五年十 月三十 一日 | 平成十六年三 月一 日 | 平成十五年四 月一 日 | 平成十六年三 月一 日 | 平成十五年四 月一 日 |
| 百分の五十四 | 月一日 | 平成十八年十 月三十 一日 | 平成十八年三 月一 日 | 平成十七年四 月一 日 | 平成十七年十 月三十 一日 | 平成十七年三 月一 日 | 平成十七年十 月三十 一日 | 平成十六年四 月一 日 | 平成十六年十 月一 日 |

9 第一項第二号イ(1)(i)の後期特定費用額確定率は、各保険者に係る後期特定費用額(市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る後期老人医療費額で除して得た率とする。

第十八条 次の表の上欄に掲げる年度の概算医療費拠出金の額については、新老健法第五十五条の規定にかかわらず、附則第十六条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

当額（後期確定負担調整基準超過保険者にあつては、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整対象額を控除して得た額）に後期確定負担調整加算率（すべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

(罰則に関する経過措置)
第三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(施行期日) 抄 (平成一七年六月二九日法律第七号)
附則
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第五条、第八条、第十二条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定
二条、第三十九条及び第五十六条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)
第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののが、第

施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第

二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の確保に関する法律(届出の特例)

第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出として、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十二年三月三一日法律第三

第十九条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者交付金の額は、第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下「改正後高齢者医療確保法」という。)の施行の日(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)の確保に関する法律の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」といいう。)の施行の日(附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定による付記とみなしして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

第一条 この法律は、平成二十二年五月二八日法律第四

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二〇〇五年五月二八日法律第四

第十二条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十三条の三の規定にかかるわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法附則第十三条の三の規定にかかるわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額との合計額とする。

第十六条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の四第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第百二十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額との合計額とする。

第十七条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十二年度における各被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支

援金(次項において「前期高齢者交付金等」という。)の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

2 改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第一百二十四条において準用する第四十三条第三項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年一二月一〇日法律第七号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定、同法第七十七条第三項及び同法第七章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十八条第二項の改正規定を除く）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十八条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日）

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合に

は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支えるための法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支

援するための関係法律の整備に関する法律附則

第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定 同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十一条第一号の改正規定（第二十八条の十二第二項若しくは「を削る部分に限る。」に限る）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 第一条（介護保険法第十三条第一項第二号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三条、第二十七条（国民健康保険法（昭和三十年法律第一百九十二号）第一百六十二条の二第一項第六号の改正規定（同条第二十二項）を同法第八条第二十四項に改める部分を除く。）に限る。）、第二十八条（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第五号の改正規定（同条第二十二項）を第八条第二十四項に改める部分を除く。）に限る。）、第二十八条、第三十四条の規定 平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日）

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定規定並びに同法第七十七条第三項及び同法第七章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十八条第二項の改正規定を除く）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十八条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間ににおいて政令で定める日）

四 第二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条件を加える改正規定、同法第二十四条、第二十五条、第三十七条、第四十四条の三、第五十六条、第三十九条、第四十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十

めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設（前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に入居をしている後期高齢者被保険者については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六二号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇七号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二四号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十四年三月三日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六二号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

れた同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六、第十三条の八及び第十四条の九の規定を適用するとしたならば第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第七十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六号）

(施行期日) 二〇一〇年九月三十日抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第一百六十条の規定（その他の経過措置の政令への委任）
第一百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則抄(平成二四年九月五日法律第七二)

(施行期日) 一九三〇年五月一日、施行する。

第一條 この法律は公布の日から施行する。

八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正

規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百九条の改正規定、第一百九十九条の二を削る改正規定

九条の改正規定 第百九条の二を削り改正規定

項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の文三見三、第二百五十九条の二第一項の文三見三、第二百六十二条の二第一項の文三見三

改正規定 第二編第十一章第二節第五款中第三百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の

次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款

中第一百五十二条の六の次に一条を加える改正
規定、第二百五十二条の七の次に二条を加える

規定第二百五十二条の七の次に一項を加え、
改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二

条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号)
九号 抄
(施行期日)

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成二六年六月二十五日法律第八
三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定
二 略
三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十二条第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十五条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百十七条、第一百八十八条、第一百三十二条の二、第一百二十三第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十二条の見出し

及び同条第一項、第二百四十八条第二項、第二百五十二条及び第一百五十三条並びに第二百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七十九条から第二百八十二条までまでの改正規定、同法第二百条の次に「一条を加える改正規定」、同法第二百二条第一項、第二百三十三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項の改正規定を除く)、第九条及び第十条の規定、第三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項の改正規定を除く)、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十七条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十八条の規定(第八条第二項の改正規定を除く)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定を除く)、第十九条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条から第二十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十四条、第五十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十六条の規定、附則第五十七条の規定、附則第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百四号)第二条第五項第二号の改正規定(同条第十四項)を「同条第十一項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る)、並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

「若しくは」を加える部分に限る。)、同法第十一条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に、「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費」の下に、「地域密着型通所介護若しくは「を加える部分に限る。)及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「小型多機能型居宅介護」の下に、「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)第十八条第五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二项の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十四条並びに第四十九条の規定、附則第五十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十一条の規定」を「同条第二十五回に改める部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは「を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定(平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日
（検討）

勘案し、改正後の各法律の規定について検討をいたす所
加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三十五条 新国保法附則第十六条において準用する第十八条の規定(附則第一条第三号に掲げたる改正規定に限る。)による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下「新高齢者医療確保法」という。)附則第十三条の五の六の規定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律(以下「新高齢者医療確保法」という。)のうち第三号施行日前延滞金」という。)のうち第三号施行日以後の期間に対応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十六条 新高齢者医療確保法第五十五条第二項第五号の規定(入居に係る部分に限る。)は、第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められるものに限り、第三号施行日前に当該施設に入居した際、当該施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第五百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第二号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定、公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定、附則第五十三条中介護

介護保険法第百十五條の四十五中第五項を第一項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第二百七十三条第三項第六号の改正規定を除く。並びに第十四条中船員保険法第二百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第三項の改正規定及び附則第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定（令和二年十月一日）

四 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第五条の規定（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第九条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定及び第十四条の規定（船員保険法第二条第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十五条の規定及び第十九条の規定（船員保険法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第二百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定（令和三年四月一日）

六 第二条中健康保険法第二百五十条の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第一項の次に一項を加える改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正規定並びに第十三条の規定（令和四年四月一日）

（検討）

律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百六十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期（高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期日をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合には、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）が到来する保険料について適用する。（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略
ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千万元円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第

一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第十九条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百四十九条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第一四二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同法第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定

(罰則に関する経過措置) 第三十二条 この附則(附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十一条、第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条规定、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第

五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日
二から六まで 略

七 第二十七条 (住民基本台帳法第二十四条の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十七条の次に一条を加える改正規定を除く)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第一百一十九条の改正規定(「戸籍法の下に正本及び」を加える部分に限る。)に限る)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)に限る)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の

項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二条)第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一年)別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の三第一項の改正規定(「第七百三十条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十一号」に改める部分に限る)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項及び第九十三条の改正規定並びに附則第七条の規定 令和四年十月一日から令和五年三月一日までの間ににおいて政令で定める日

五 略

六 第一条中健康保険法第二百五十五条の四第二項及び第二百五十五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第一百五十三条の十第二項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十五条の二第二項及び第一百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第一百十三条规定の三第二項及び第一百十三条规定の四の改正規定、第八条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十二条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第一百四十四条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条の二第二項及び第一百四十四条の三の改正規定、附則第五十五条中地方公務員等共済組合法第一百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四条规定の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条の二第二項及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法令の規定によりその検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。その他必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(高齢者の医療の確保に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下この条において「新高確法」という。)第六十七条第一項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る新高確法の規定による後期高齢者医療給付についてそれぞれ適用し、第四号施行日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(次項において「旧高確法」という。)の規定による後期高齢者医療給付については、それぞれなお従前の例による。

2 新高確法第九十三条の規定は、第四号施行日以後に行われる新高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用について適用し、第四号施行日前に行われた旧高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対するための施策について、その実施状況の

2 第二条 この法律は、この法律の公布後速やかに、全般に定める日から施行する。

第一条 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の

3 第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

4 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に必要な

経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月二二日法律第七十七条号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略 二 附 則 第一条の規定 二ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

附 則（令和四年一二月九日法律第九六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第一項の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律の改正規定（第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定）

二 附 則 第一条の規定 二ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

（政令への委任）

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第八十三条の二第一項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四百四十五条の二第二項の改正規定及び第十九条の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九条第二項及び第三項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第四項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第十一项、第十二条

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

（施行期日） 第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第八十三条の二第一項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四百四十五条の二第二項の改正規定及び第十九条の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九条第二項及び第三項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第十一项、第十二条

第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第百三十八条第第一項及び第百五十七条の二の改正規定、第七条の規定並びに第十二条の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定並びに附則第四条、第七条、第八条、第十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定並びに附則第二十六条中生活保護法（昭和二十四年法律第二十一条）

二 及び三 略 二及び三規定 公布の日

四 第四条中国民健康保険法第六十四条及び第八十五条の三第二項第二号の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第八条第五項の改正規定（「推進」の下に「医療機能（次条第四項において「かかりつけ医機能の確保」という。）の確保」を加える部分に限る。）及び同法第九条第四項の改正規定（「推進」の下に「かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る。）、第八条中医療法の目次の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五条第一項及び第六条の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第二項第三号、第二十九条第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十条の三第二項の改正規定、同法第三十条の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十条の五、第三十条の六第一項、第三十条の十四第四項及び第三十条の十八の四の改正規定、同法第五章第四節中第三十条の十八の四を第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十条第二項第二号、第九十二条及び第一百六条の改正規定、同法第十条の規定並びに第十三条中介護保険法第一百七条第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定 令和七年四月一日

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

3 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るために更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正前の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

3 政府は、この法律による改正前の各法律の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六号に掲げる改正規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合

第四十七条の三第二項の改正規定、附則第二十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百四十四条の二第二項の改正規定、附則第二十二条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百四十四条の三第三項第二項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十四年法律第二十一条）

二及び三規定 公布の日

四 第四条中国民健康保険法第六十四条及び第八十五条の三第二項第二号の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第八条第五項の改正規定（「推進」の下に「医療機能（次条第四項において「かかりつけ医機能の確保」という。）の確保」を加える部分に限る。）及び同法第九条第四項の改正規定（「推進」の下に「かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る。）、第八条中医療法の目次の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五条第一項及び第六条の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第二項第三号、第二十九条第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十条の三第二項の改正規定、同法第三十条の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十条の五、第三十条の六第一項、第三十条の十四第四項及び第三十条の十八の四の改正規定、同法第五章第四節中第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十条の改正規定、同法第十条の規定並びに第十三条中介護保険法第一百七条第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定 令和七年四月一日

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

3 政府は、この法律による改正前の各法律の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六号に掲げる改正規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合

法附則第十一條の三の規定、附則第二十一條の規定（附則第一條第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これららの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

6 令和七年度において、第六条の規定による改正後高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合に、は、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第一号施行日」とい

う。）前に第六条の規定（同号に掲げる規定による改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この条において「第一号改正前高確法」とい

う。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の高齢者の医療

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

第八条 第一号施行日前に第一号改正前高確法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第一号改正後高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

第九条 新高確法第三十四条、第三十五条、第三十六条及び第三十九条の規定は、令和六年度以降の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について、令和五年度以前の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金については、なお従前の例によ

る。

第十一条 新高確法第九十三条第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例によ

る。

第十二条 支払基金は、施行日前においても、新高確法第百三十九条第一項第三号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第十三条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

附則 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第七十七条第五項」を「第七十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条及びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定公布日から起算して一年六月を超えない範

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかるらず、職権で、被保険者に對し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

（船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項、第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項、第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項又は第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を経過する日を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日二から四まで略

（罰則）

附則 第二条、第三条、第八条、第十四条及び第十五条の規定

（罰則に関する経過措置）

第十八条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附則 第二条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日二から四まで略

（罰則）

附則 第二条、第三条、第八条、第十四条及び第十五条の規定

（罰則に関する経過措置）

第十九条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附則 第二条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日二から四まで略

（罰則）

附則 第二条、第三条、第八条、第十四条及び第十五条の規定

（罰則に関する経過措置）

第二十一条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附則 第二条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日二から四まで略

（罰則）

附則 第二条、第三条、第八条、第十四条及び第十五条の規定

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十四条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十六条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十八条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十二条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十三条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十六条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十七条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十九条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十二条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十四条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条を超えない範囲内において政令で定めた行

第四十六條 この附則に定めるもののほか、この律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第三章 法律の施行に関する経過措置

る経過措置を含む。)は、政令で定める。
(子ども・子育て支援納付金の導入に当たつて
の経過措置及び留意事項)

（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十九年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。）の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等（改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

2 政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を

4 第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。

(附則第四十九条において「新健康保険法」という。) 第百五十四条第二項の規定による

国庫補助の額 (子ども・子育て支援納付金の

二 納付に要する費用に係る部分に限る。)
第七条の規定(付則第一条第五号)、
こ喝ば

二 第七条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に異

により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用（第五項において「支援納付金対象費用」という。）に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ當該各号に掲げる額を目安とするものとする。

| 一 令和八年度 | おおむね六千億円 |
|---------|----------|
| 二 令和九年度 | おおむね八千億円 |
| 三 令和十年度 | おおむね一兆円 |

政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組について
は、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行ない、全世代が安心できる社会保障制度を構築し、これを次の世代に引き継ぐことを旨として、着実に進めること。

二 前号の予算編成過程における検討に当たつては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化、能力に応じて全世代が支え合う仕組みの構築、高齢者の活動促進及び健康寿命の延伸等の観点を踏まえつつ、人口動態の変化に対応し、全世代が安心できる社会保障制度を構築することを目指して、それまでに実施した取組の検証等も含め、制度・事業等の在り方について、幅広い検討を行うこと。

三 前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとなるようにすること。

三 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による納入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三の二第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）による改正後の地主公団の二に掲げる費用のうち、同号に定める地主公共団体の負担金をもつて充てる部分に限る。）

四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地主公務員等共済組合法第一百十三条规定（第一項及び第二項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

五 第一条第一項及び第二項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合には、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行ふものとする。

（検討）